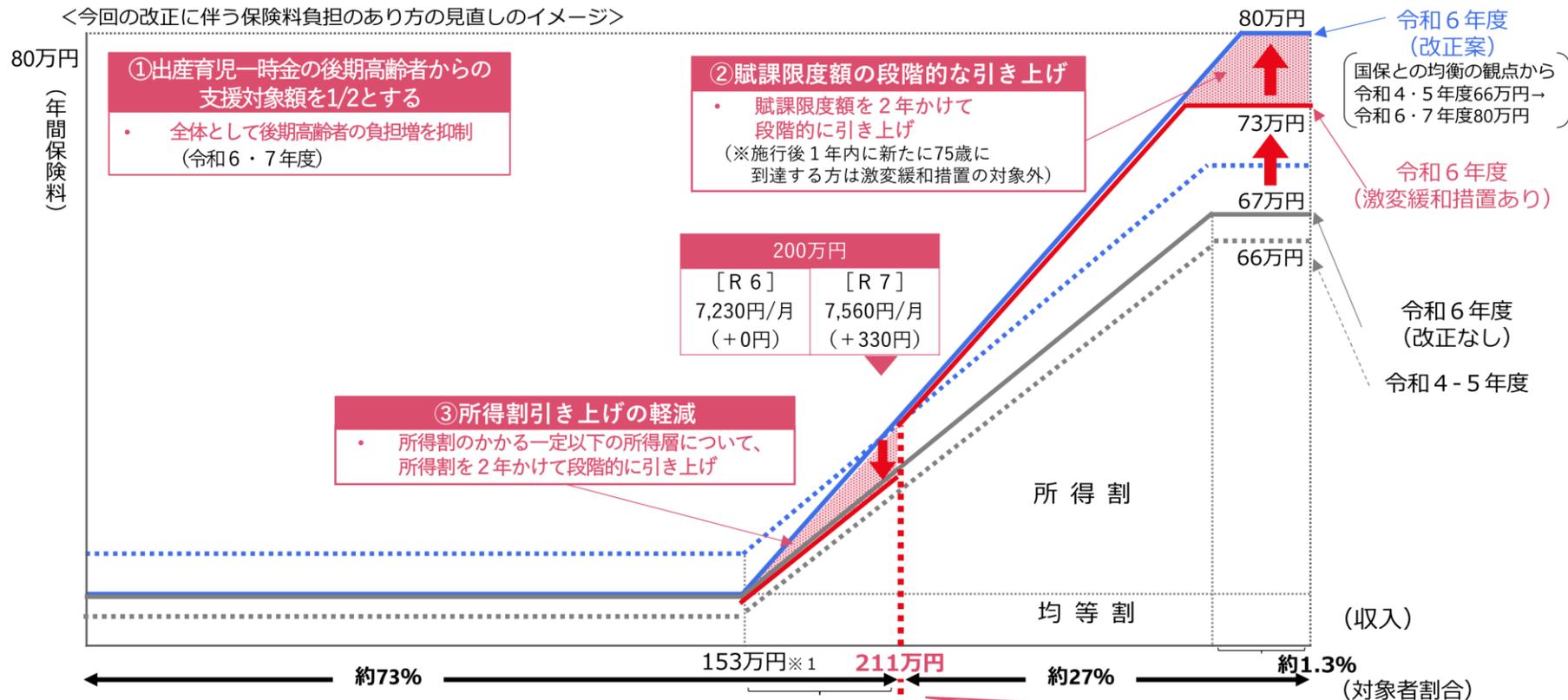


能力に応じた後期高齢者の保険料負担の見直し（激変緩和措置）

- 後期高齢者の負担増に対応するため、次の激変緩和措置を実施。
 - ① 出産育児一時金の後期高齢者からの支援対象額を1/2とする（令和6・7年度）
 - ② 賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げ
 - ③ 所得割のかかる一定以下の所得層について、所得割を2年かけて段階的に引き上げ（制度改正分は令和7年度）

<今回の改正に伴う保険料負担のあり方の見直しのイメージ>



(参考) 世帯の所得が一定以下の場合には、均等割の7割、5割、2割を軽減。

(※1) 年金収入のみ（基礎控除43万円、公的年金等控除110万円）の場合。

(※2) 現行：66万円→収入1,004万円で限度額に到達。

改正後（激変緩和措置あり）：R6 73万円→収入984万円、R7 80万円→収入1,049万円で限度額に到達

(※3) 年収200万円の場合の保険料額は、R4・5年度（6,840円/月）からの高齢化等による医療費増に伴う保険料負担の増加（+390円/月）を含む。

モデル年金（186万円）や窓口2割負担（単身200万円）の基準を超え、配偶者を扶養する場合でも住民税非課税世帯となる本人の年金水準（東京23区）。